

岩手県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ岩手運営規程

平成14年4月27日制定

平成30年7月14日一部改正

最終改正 平成31年1月19日

(目的)

第1条 この規程は、社団法人岩手県社会福祉士会(以下、「本会」という。)定款第4条第1項に基づき、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、権利擁護に関する事業を実施することを目的として必要な事項を定める。

(センターの設置と名称)

第2条 本会は、本事業を実施するため「権利擁護センターぱあとなあ岩手」(以下「ぱあとなあ」という。)を設置する。

(組織・運営)

第3条 ぱあとなあに権利擁護センター長を置く。権利擁護センター長は会長とし、運営を統括する。

2 本事業を運営するためぱあとなあ運営委員会(権利擁護委員会)を置く。委員長は、本会理事とする。また、本事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

(事務所)

第4条 ぱあとなあ事務所は、本会事務所内に置く。

(事業内容)

第5条 ぱあとなあは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見人及び任意後見監督人(以下、「成年後見人等」という。)候補者の養成研修に関する事業
- (4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
- (6) 成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業
- (7) 未成年後見人及び未成年後見監督人(以下、未成年後見人等)という。)候補者の養成研修に関する事業
- (8) 未成年後見人等候補者の名簿追記登録に関する事業
- (9) 未成年後見人等の候補者の紹介に関する事業
- (10) 未成年後見人等の支援に関する事業
- (11) 法人後見及び法人後見監督に関する事業
- (12) 法人未成年後見及び法人未成年後見監督に関する事業
- (13) その他関連する事業

(業務監査)

第6条 本会は、第5条に定める事業を適正に遂行するため、業務監査委員会を設置する。

- 2 業務監査委員会の構成員の2分の1以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、当事者団体等の第三者委員とする。
- 3 業務監査委員会は、定期監査の他、会長の求めに応じまたは委員会の判断で随時の監査を実施する。

(苦情対応)

第7条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

- 2 苦情申立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

(賠償責任保険への加入)

第8条 第5条第1項第11号の事業を実施するときは、社会福祉士賠償責任保険(Bプラン・法人プラン)と同(Cプラン・法人プラン)に必ず加入するものとする。

- 2 第5条第1項第12号の事業を実施するときは、社会福祉士賠償責任保険(Bプラン・法人プラン)と同(Eプラン・法人プラン)に必ず加入するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 1 月 19 日から施行する。